

(修正案)
滋賀県地域防災計画
(原子力災害対策編)

平成 2829 年 3 月 28 日

滋賀県防災会議

第3 避難、屋内退避等の防護措置の実施主体

住民の避難等の措置を講ずるに当たっては、関係周辺市だけでなく、県、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

関係周辺市は、県より避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。

第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施

1 県は、警戒事態発生時には、UPZ内に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけるよう関係周辺市に連絡する。

1-2 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。

1-3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要な応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。

1-4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

1-5 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。

1-6 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。また、

県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

~~6~~7 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示す。

~~7~~8 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

~~8~~9 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府縣市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。

また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

~~9~~10 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。

平成13年3月 作成
平成14年2月 修正
平成15年9月 修正
平成16年6月 修正
平成17年5月 修正
平成18年2月 修正
平成18年9月 修正
平成19年5月 修正
平成21年2月 修正
平成21年12月 修正
平成23年3月 修正
平成24年3月 修正
平成25年3月 修正
平成26年3月 修正
平成27年3月 修正
平成28年3月 修正
平成29年 月 修正

滋賀県地域防災計画

(原子力災害対策編)

編集発行 滋 賀 県 防 災 会 議
(滋賀県総合政策部防災危機管理局)
